



あけましておめでとうございます。旧年中は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。本年もなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、輝かしき新春を迎え、皆様の御多幸をお祈り申し上げます。このたび、「ニュースレターVol.31」を発行いたしました。31回目の今回は「2022年に実施される法律」についての解説と、各弁護士の新年のご挨拶などをご紹介します。



2022年に実施される法律

特に人事・労務関係の法律は毎年のように重要な改正がありますので、最新の情報をキャッチアップしていく必要があります。2022年に施行される代表的な法律の改正をご案内いたします。

①育児介護休業法の改正

・男性産産休制度の創設【令和4年10月1日施行】

従業員の都合に合わせて、子供が生まれてから8週間以内に最大4週間の休暇を取得することが可能となります。現行の法律で実施されている育休も併用できます。さらに、この育休は2回まで分割して取得ができるようになりました。労使協定を締結している場合は、4週間のうちの10日、80時間以内といった条件付きで休業中にも就業が可能です。

・育児休業を取得しやすい雇用環境の整備【令和4年4月1日施行】

「研修」「相談窓口の設置」など、企業は育児休業を取得しやすい環境を整備しなければなりません。

②中小企業のパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）

事業主は、パワハラに関して労働者からの相談に応じて適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。また、その他の雇用管理上必要な措置を講じることが義務付けられました。2022年4月1日より、中小企業にも適用されます。

企業に対しては、パワハラを行ってはならないという方針を明確にして、管理監督者を含む労働者に対して周知・啓発していく義務があります。また、相談窓口の設置や周知等の体制の整備も求められています。さらに、企業がパワハラ防止措置義務を怠っていると認められる場合、厚生労働大臣は是正の勧告をすることができます。さらに企業がこれに従わなかった時には、企業名が公表されます場合があります。パワハラ防止措置義務を怠っていた場合場合には、労働者からパワハラを理由とした損害賠償請求がなされた場合、企業側にとって不利に働くことも考えられます。

③成人年齢の引き下げ

2022年4月1日より、成人の年齢が20歳から18歳に引き下げられます。約140年ぶりの変更です。成人になるということは、親の同意を得なくとも、子が単独で契約をすることができるということです。携帯電話を契約したり、クレジットカードを作ったり、アパートの賃貸借契約を結ぶこともできます。もっとも、飲酒や喫煙、競輪や競馬の投票権を買うことや、大型中型自動車運転免許の取得も20歳にならないとできないということには、変更はありません。

弁護士からのご挨拶



あけましておめでとうございます。平素より、弊事務所をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

昨年も新型コロナウイルスの影響により、様々な制約がある中での運営を余儀なくされましたが、多くの方々に支えられ、無事に2022年を迎えることができました。これまで以上に、皆様に対してリーガルサービスを提供し、ひいては、この新潟という地に貢献したいと考えております。

本年も、皆様からの変わらぬご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

所長 宮本 裕将



昨年は、コロナ禍にもかかわらず、数多くのご相談、ご依頼をいただくことができ、とても充実した1年を送ることができました。皆様とのご縁を大切にしていきたいと考えております。2022年もよろしくお願ひ致します。

弁護士 江幡 賢



2020年からゴルフを始め、2021年は10回ほどコースに行くことができました。しかし、目標としていたスコア100切りを達成することができませんでした。今年はより多く練習に行き、苦手を克服して、90台に届くよう努力したいと思います。今年もよろしくお願ひします。

弁護士 江畑 博之

弊事務所では、交通事故、相続、刑事という分野に注力してまいりましたが、今年は新たに離婚の分野にも重点的に取り組みます。もともと離婚についても多く取り扱ってまいりましたが、弊事務所のリーガルサービスをより多くの人に提供したいと考えております。

また、昨年はコロナの影響もあってあまり開催ができなかったセミナーも行っていますので、お気軽にご参加ください。

弁護士 小林 暉



趣味のゴルフについて。2021年はスイングの変更を行い、一時期は90台を安定して出すことができました。しかし、コースに出る回数が少なく、ショットを安定させることができませんでした。今年もっと練習とラウンドに励みます。そして、単にボールを打つのではなく、もっとコースを攻略していくという強い意識をもって臨みたいと思っております。皆様からのゴルフのお誘い、心よりお待ちしております。

弁護士 五十嵐 勇



昨年11月にダニエル・クレイグ主演の「007/ノー・タイム・トゥ・ダイ」を観たことをきっかけに、同シリーズ4作を一気に観ました。ストーリーの展開が早く、迫力があってとてもおもしろいですね！私は「カジノロワイヤル」が好みです。2018年にロンドンへ旅行したとき、一緒に行った友人が「MI6本部を観たい」ということでロケ地に行きました。当時はよくわからなかったのですが、作品を観てから写真を眺めると、「MIはここで立ち尽くしたのか・・・」と感慨深くなります。2022年はまだ自由に海外旅行ができるようにはならないかもしれませんが、早くコロナが収束することを願いつつ、今年も仕事をがんばろうと思います。どうぞ本年もよろしくお願ひします。写真はヴォクソール橋からみたMI6本部です。(五十嵐 勇)



弁護士法人
美咲総合法律事務所

お問い合わせ TEL : 025-288-0170 FAX : 025-288-0172
〒950-0954 新潟市中央区美咲町1丁目7番55号
MAIL : misaki-niigata@misaki-lawtax.com (代表)
営業時間 : 平日 9:30~18:00 ※土日祝日応相談

